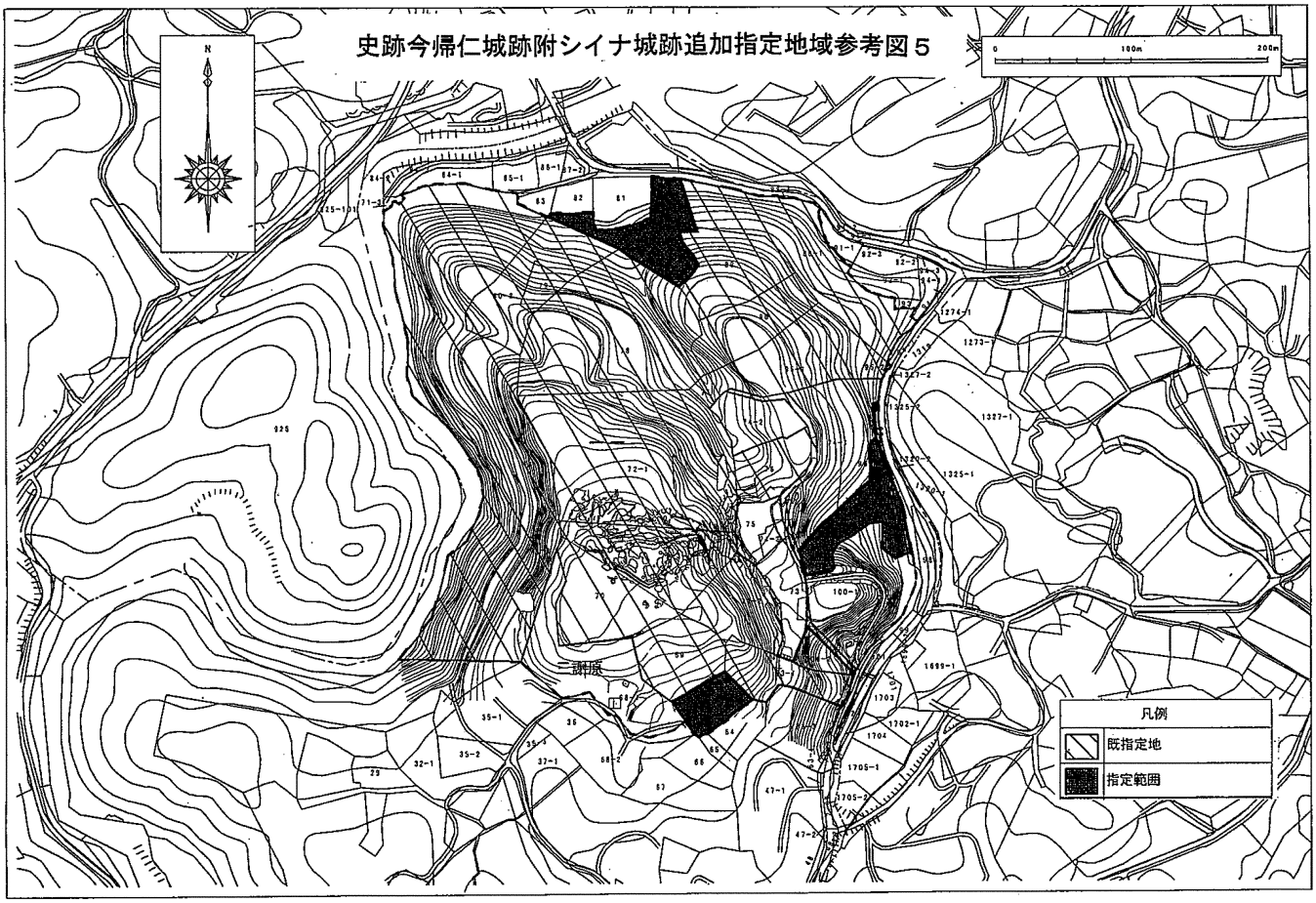


○文部科学省告示第百五十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝に同表中欄の地域を追加して指定するとともに、その名称を改めて同表下欄に掲げるとおりとしたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年九月十九日

文部科学大臣　平野　博文

上欄			下欄
名称	関係告示	所在地	地域	名称
ピリカノカ	平成二十一年文部科学省告示第百十四号、平成二十二年文部科学省告示第百二十九号、平成二十三年文部科学省告示第十八号、平成二十四年文部科学省告示第十二号	北海道帯広市	十勝森林計画区第三〇四林班い林小班、同第三〇五林班イ林小班、同第三〇六林班い林小班、同第三〇七林班い林小班、同第三〇八林班イ林小班、同第三一七林班い林小班、同第三二八林班イ林小班	ピリカノカ
九度山（クトゥンヌプリ）		北海道川西郡中札内村	十勝森林計画区第三六一林班ハ林小班、同第三六二林班ロ林小班、同第三六五林班ホ林小班	九度山（クトゥンヌプリ）
黄金山（ピンネタイオルシペ）				黄金山（ピンネタイオルシペ）
神威岬（カムイエトウ）				神威岬（カムイエトウ）
襟裳岬（オンネエンルム）				襟裳岬（オンネエンルム）
瞰望岩（インカルシ）				瞰望岩（インカルシ）
カムイチャシ				カムイチャシ
絵鞆半島外海岸				絵鞆半島外海岸
				十勝幌尻岳（ポロシリ）

○文部科学省告示第百五十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項及び第百十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる天然記念物に同表中欄の地域を追加して指定するとともに、同表下欄の地域を解除したので、同法第百九条第三項及び第百十二条第四項の規定により告示する。

平成二十四年九月十九日

文部科学大臣　平野　博文

上欄		中欄		下欄	
名称	関係告示	所在地	地域	所在地	地域
忍野八海	昭和九年文部省告示第百八十一号	山梨県南都留郡忍野村忍草字宿屋敷	国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）による第八座標系を基準とするK・九地点（X＝マイナス五九九一七・三一一メートル、Y＝三〇〇六・七八六メートル）、K・六地点（X＝マイナス五九九一八・〇〇九・二八四メートル、Y＝三〇〇九・五地点（X＝マイナス五九九一七・五二三メートル、Y＝三〇	山梨県南都留郡忍野村忍草字宿屋敷一三	